（公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等）

第二十五条の二　［略］

2　公開買付者は、前項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第二項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第三項に規定する公開買付説明書の交付に代えて当該公開買付説明書に記載すべき事項を提供するときは、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、第十五条第二項各号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならない。

3　［略］

4　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第四項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならない公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、当該訂正をした公開買付説明書について第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第一項第一号の同意をしている者及び同項第二号の規定による告知があった者（同条第六項の規定による請求があった場合を除く。）に対しては、第十五条第八項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によることができる。

第一号様式

公開買付けによる買付け等の通知書

年　月　日

＿＿＿＿＿＿殿

公開買付者　名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［1～4　略］

（記載上の注意）

(1)　公開買付けの状況

上場株券等が株券である場合は、株式の種類ごとに記載すること。

(2)～(4)　略

第二号様式

【表紙】

【提出書類】　公開買付届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【届出者の名称】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出者の所在地】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等）

第二十五条の二　［同上］

2　公開買付者は、前項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第二項各号に掲げる方法（次項及び第四項において「電磁的方法」という。）により法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第二項に規定する公開買付説明書の交付に代えて当該公開買付説明書に記載すべき事項を提供するときは、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、第十五条第二項各号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならない。

3　［同上］

4　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならない公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、当該訂正をした公開買付説明書について第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第一項第一号の同意をしている者及び同項第二号の規定による告知があった者（同条第六項の規定による請求があった場合を除く。）に対しては、第十五条第五項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によることができる。

第一号様式

公開買付けによる買付け等の通知書

年　月　日

＿＿＿＿＿＿殿

公開買付者　氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［1～4　同左］

（記載上の注意）

(1)　［同左］

株券等が株券である場合は、株式の種類ごとに記載すること。

(2)～(4)　同左

第二号様式

【表紙】

【提出書類】　公開買付届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【届出者の名称】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出者の所在地】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿